

★自筆証書遺言がパソコンやスマホで作成可能に？

現在、自筆証書遺言を作成する場合、財産目録についてはパソコン等での作成が認められていますが、自筆証書遺言自体をパソコン等で作成できるよう法務省が検討を進めています。

今回は、法務省が7月29日に公表した「民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案」の内容をご案内します。（長掛栄一）

◎これまでの経緯

- ・ 高齢化の進展や単身の高齢者の増加に加え、所有者不明土地等の社会問題を解決する観点から、遺言者の最終意思の実現手段である遺言に重要性が高まっている
 - ・ デジタル技術の進展、普及等に応じた遺言の方式を検討する必要がある
- として、法制審議会民法（遺言関係）部会で2024年6月から検討が進められてきました。

◎中間試案の全体像

検討項目	検討内容
普通方式における 新たな方式の遺言の創設	現行の方式に加え、遺言の本文をパソコン、スマートフォン等により作成した電磁的記録又はプリントアウト等した書面による方式を創設 【甲案】 遺言の本文を電磁的記録により作成し、遺言者による全文等の朗読を録音・録画等により記録して遺言する方式（証人の立会いを要する案と要しない案の2案） 【乙案】 遺言の本文を電磁的記録により作成し、公的機関で保管して遺言する方式 【丙案】 遺言の本文をプリントアウト等した書面により作成し、公的機関で保管して遺言する方式
自筆証書遺言等の方式要件の更なる緩和の検討	押印を【甲案】不要とする案と 【乙案】引き続き必要とする案 を検討
特別方式の遺言に関する見直し	・ 一般隔絶地遺言及び船舶遭難者遺言の適用範囲を明確化等することを検討 ・ デジタル技術の活用により、死亡危急時遺言等の作成方式の選択肢を増やす方向で検討

◎新たな方式の遺言案の特徴

新たな方式の遺言案の特徴は、すべての案で自書を要さず、パソコン等を利用して遺言の全文等を作成できることにあります。遺言者本人の意思が間違いなく示されていることを担保するために、証人の立会いを条件としたり、電子署名を求めたりなどの対応が検討されています。

なお、甲乙丙すべての案については、遺言者の意思によって作成されたものであれば、遺言者以外の者が作成したものであっても要件を欠くことにはならないとしています。

◎まとめ

本中間試案については9月23日締切りで意見募集（パブリックコメント）が行われました。

これに対し、日本弁護士連合会や日本司法書士連合会等が意見書を提出しました。

寄せられた意見については、今後の法制審議会民法（遺言関係）部会の審議の参考にされ、議論が深められていきます。どのような形で制度化されるか、引き続き注目していきます。